新宿区みどりの条例施行規則

平成3年4月1日 規則第27号

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 みどりの保護(第5条―第17条)
- 第3章 みどりの育成(第18条―第27条)
- 第4章 みどりの協力員(第28条)
- 第5章 みどりの推進審議会(第29条―第34条)
- 第6章 助成(第35条)
- 第7章 雑則(第36条—第38条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区みどりの条例(平成2年新宿区条例第43号。以下「条例」という。)の施 行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20規則40・平21規則28・一部改正)

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(建築行為等)

- 第3条 条例第2条第3号に規定する新宿区規則(以下「規則」という。)で定める建築行為等は、次の 各号に掲げる行為をいう。
 - (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による確認を必要とする行為(大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合又は法第87条第1項の規定により法第6条第1項の規定を準用する場合を除く。)
 - (2) 法第 18 条第 2 項の規定による通知を必要とする行為(大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合又は法第 87 条第 1 項の規定により法第 6 条第 1 項の規定を準用する場合を除く。)
 - (3) 道路外に設ける駐車場及び自転車駐車場のうち建築物でないものの造成行為 (平8規則49・平13規則24・一部改正)

(みどりの実態調査の期間)

第4条 条例第5条に規定する規則で定める期間は、5年とする。

第2章 みどりの保護

(保護樹木等の指定基準)

- 第5条 条例第12条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 樹木 地上1.5メートルの高さにおける幹回りが1.2メートル以上の樹木(幹が複数に分かれている場合は、幹回り総和の7割をその幹回りとする。)
 - (2) 樹林 面積が500平方メートル以上の樹林
 - (3) 生垣 高さが地上1.2メートル以上、長さが15メートル以上の生垣で、景観上優れ、良好な管理が行われているもの

(4) その他 前 3 号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるもの (平 12 規則 29・一部改正)

(保護樹木等の指定手続)

- 第6条 条例第12条第2項に規定する所有者等の同意は、保護樹木等指定同意書(第1号様式)による ものとする。
- 2 条例第12条第3項の規定による通知は、保護樹木等指定通知書(第2号様式)によるものとする。 (保護樹木等の公表方法)
- 第7条 条例第12条第3項(条例第16条第2項で準用する場合を含む。)の規定による公表は、保護樹木等について、次の各号に掲げる事項を広報に登載する方法等により行う。
 - (1) 樹種
 - (2) 本数、面積、高さ及び長さ
 - (3) 所在地及び位置
 - (4) 所有者等の氏名及び住所(法人については、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (平12規則29・一部改正)

(保護樹木等の台帳及び標識)

第8条 条例第12条第4項に規定する台帳は保護樹木等指定台帳(第3号様式)によるものとし、同項 に規定する標識は保護樹木等標識(第4号様式)によるものとする。

(保護樹木等への助成)

第9条 条例第14条第1項の規定による助成について必要な事項は、区長が別に定める。

(平 12 規則 29·全改)

(保護樹木等の変更等の届出)

- 第 10 条 条例第 15 条第 1 項各号の規定により届け出ようとする者は、保護樹木等変更等届出書(第 5 号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、案内図及び位置図等を添付しなければならない。

(平 9 規則 72·一部改正)

(保護樹木等の所有者等への変更要請)

第 11 条 条例第 15 条第 2 項に規定する変更の要請は、保護樹木等伐採等変更要請書(第 6 号様式)による。

(保護樹木等の指定解除)

- 第12条 保護樹木等の所有者等は、条例第16条第1項第2号に規定する指定解除の申出をしようとするときは、保護樹木等指定解除申出書(第7号様式)により区長に申し出なければならない。
- 2 条例第 16 条第 1 項第 3 号に規定する保護樹木等として相当でなくなったときとは、保護樹木等が第 5 条各号で規定する基準に該当しなくなったときとする。
- 3 区長は、条例第16条第1項の規定による指定の解除をしたときは、保護樹木等指定解除通知書(第8 号様式)により保護樹木等の所有者等に通知する。

(保護樹木等の譲渡の申出)

第13条 保護樹木等の所有者等が、条例第17条の規定により、保護樹木等を新宿区(以下「区」という。) へ譲渡するときは、保護樹木等譲渡申出書(第9号様式)により区長に申し出るものとする。

(保護樹木等の譲受等)

- 第 14 条 区長は、前条の規定による申出があったときは、その可否を決定し、保護樹木等の所有者等に保護樹木等譲受け決定通知書(第 10 号様式)により通知する。
- 2 区長は、譲り受けた保護樹木等について新宿区所有保護樹木等台帳(第 11 号様式)を作成する。 (保護樹木等の明認方法)
- 第 15 条 条例第 18 条第 2 項に規定する明認方法は、保護樹木等に新宿区所有保護樹木等標識(第 12 号様式)を設置することにより行う。

(保護樹林の利用手続)

- 第16条 条例第19条に規定する所有者等の同意は、保護樹林利用同意書(第13号様式)による。
- 2 区長は、前項の同意書を受理した場合には、必要な措置を講じるものとする。

(保護樹林の利用解除)

- 第17条 条例第19条の規定により区民の利用に供した保護樹林について、所有者等が、区民の利用の解除を申し出ようとするときは、保護樹林利用解除申出書(第14号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申出があったときは、保護樹林の利用を解除し、保護樹林利用解除通知書(第15号様式)により保護樹林の所有者等に通知する。

第3章 みどりの育成

(緑化基準等)

- 第 18 条 条例第 20 条第 1 項及び第 2 項並びに条例第 21 条第 1 項の規定に基づく緑化は、周辺の景観 に配慮して行わなければならない。
- 2 条例第20条第1項に規定する規則で定める公共施設の緑化基準は別表第1に定めるとおりとし、条例第21条第1項に規定する規則で定める民間施設の緑化基準は別表第2に定めるとおりとする。ただし、敷地の使用又は周囲の状況その他の理由によりこの基準の適用が困難であると区長が認めたときは、これを緩和することができる。

(みどりの協定の申請等)

- 第 19 条 条例第 22 条第 1 項及び第 2 項並びに条例第 23 条第 1 項に規定するみどりの協定を締結しようとする区民、居住者等又は事業者等は、みどりの協定締結申請書(第 16 号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請に当たっては、図面その他協定内容を明らかにする書類を添付しなければならない。
- 3 区長は、第 1 項の協定を適当と認めたときは、区民、居住者等又は事業者等とみどりの協定を締結 する。

(みどりの協定締結の区民等の基準)

- 第20条 条例第22条第1項及び第2項に規定するみどりの協定の締結は、おおむね次の各号に掲げる 区域の区分に応じ、当該各号に定める戸数以上の住居等を基準として行うものとする。
 - (1) 次号の区域以外の区の区域 10戸
 - (2) 第22条第2号のみどりの推進モデル地区の区域 5戸

(みどりの協定締結の事業者等の基準)

第21条 条例第23条第1項に規定する規則で定める面積は、1,000平方メートルとする。

(モデル地区の指定基準)

- 第22条 条例第24条第1項に規定する規則で定めるモデル地区は、次の各号に掲げる地区とし、おお まね1町会の区域を基準とするものとする。
 - (1) みどりの保全モデル地区 緑被率が比較的高い地域において、今あるみどりの保全及び緑化の推進を図る地区
 - (2) みどりの推進モデル地区 緑被率が低い地域において、新しく緑化の推進を図る地区
 - (3) 屋上緑化等推進モデル地区 商業地域等の業務地域において、屋上、ベランダ、壁面等の緑化 を推進する地区

(モデル地区の指定の公表方法)

- 第23条 条例第24条第3項(同条第5項で準用する場合を含む。)の規定による公表は、次の各号に掲 げる事項を広報に掲載する方法等により行う。
 - (1) 地区の名称及び位置
 - (2) 地区の区域及び面積

(緑化計画書の提出を必要とする敷地等の規模)

第24条 条例第25条第1項及び第2項に規定する規則で定める敷地等の規模は、250平方メートルとする。

(平8規則49・平13規則24・一部改正)

(緑化計画書等)

- 第25条 条例第25条第1項及び第2項に規定する緑化計画書は、第17号様式による。
- 2 区長は、前項の緑化計画書について認定し、又は協議したときは、その副本を交付することにより 通知する。
- 3 前項の通知を受けた者は、緑化計画書の内容を変更するとき(軽微な変更を除く。)は、あらかじめ変更緑化計画書(第 18 号様式)を区長に提出しなければならない。
- 4 区長は、前項の変更緑化計画書について認定し、又は協議したときは、その副本を交付することにより通知する。
- 5 第2項又は前項の通知を受けた者は、事業計画を中止等した場合には、緑化計画廃止届(第19号様式)を区長に提出しなければならない。
- 6 第2項又は第4項の通知を受けた者は、緑化が完了したときは、緑化完了届(第20号様式)を区長に 提出しなければならない。
- 7 区長は、緑化計画書のとおりに緑化が履行されているときは、前項の緑化完了届の副本を交付する ことにより通知する。

(平8規則49・平13規則24・一部改正)

(重要な建築行為等)

- 第26条 条例第25条第4項に規定する特に区長が重要と認める建築行為等は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 3 号に規定する高度利用地区(以下「高度利用地区」という。)内において行う建築行為等
 - (2) 都市計画法第8条第1項第4号に規定する特定街区(以下「特定街区」という。)内において行う建築行為等
 - (3) 都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区(同条第2項第3号に規定する地区整

備計画が定められている区域に限る。以下「再開発等促進区」という。)内において行う建築行為 等

- (4) 総合設計制度(法第 59 条の 2 第 1 項に規定する建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例制度をいう。以下同じ。)の適用を受ける建築物に係る建築行為等
- (5) 一団地建築物設計制度等(法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を法第86条の2第8項において準用する場合を含む。)に規定する一の敷地とみなすことによる制限の緩和制度をいう。以下同じ。)の適用を受ける建築物に係る建築行為等
- 2 前項各号に掲げる建築行為等を行う場合において、第18条第2項の公共施設の緑化基準又は民間施設の緑化基準により算出された緑化面積の敷地面積に対する割合が20パーセント未満となるときは、これを20パーセント以上とするよう緑化を推進するものとする。

(平8規則49・平13規則24・平21規則80・一部改正)

(勧告)

第27条 区長は、条例第25条第5項の規定による勧告をするときは、緑化計画書履行等勧告(第21号 様式)により行う。

(平8規則49・平13規則24・一部改正)

第4章 みどりの協力員

(みどりの協力員の委嘱等)

- 第28条 条例第26条に規定するみどりの協力員は、区の区域内に在住し、みどりに深い関心を持つ者の中から区長が委嘱する。
- 2 みどりの協力員の定数は、50人以内とする。
- 3 みどりの協力員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の協力員の 任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 みどりの推進審議会

(審議会の組織)

- 第29条 条例第28条第1項に規定する審議会の構成は、次のとおりとする。
 - (1) みどりの保護と育成について学識経験を有する者 5人以内
 - (2) 区民 6人以内
 - (3) みどりの保護と育成に関する団体の構成員 4人以内 (平17規則113・一部改正)

(会長及び副会長)

- 第30条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。 (会議)
- 第31条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第 32 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴くことができる。

(小委員会)

- 第32条の2 条例第28条の2第1項の小委員会は、会長の指名する委員8人以内をもって組織する。
- 2 小委員会に委員長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、小委員会を招集し、小委員会の会務を総理し、並びに小委員会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 4 小委員会は、条例第28条の2第2項の規定により委任を受けた事項(以下「委任事項」という。)を 調査審議する場合においては、小委員会の委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 委任事項を調査審議する場合における小委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(平 21 規則 28·追加)

(幹事及び専門員)

- 第33条 審議会の調査審議を補佐するために幹事及び専門員を置く。
- 2 幹事及び専門員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

(庶務)

第34条 審議会の庶務は、みどり土木部みどり公園課において処理する。

(平8規則49・平15規則41・平20規則40・一部改正)

第6章 助成

(助成の要件等)

第35条 条例第29条の規定によるみどりの保護と育成に必要な助成の要件等は、別に区長が定める。 第7章 雑則

(身分証明書)

第36条 条例第30条第2項に規定する証明書は、身分証明書(第22号様式)によるものとする。

(平8規則49・平13規則24・一部改正)

(違反行為の警告及び公表方法)

第37条 条例第32条の規定による警告は、違反行為の警告書(第23号様式)によるものとし、同条の規定による公表は広報に登載する方法等により行う。

(平8規則49・平13規則24・一部改正)

(補則)

第38条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平 20 規則 40·一部改正)

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 新宿区緑と花の条例施行規則(昭和 48 年新宿区規則第 21 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 この規則の施行前に旧規則の規定により行われた行為は、この規則の相当規定に基づいて行われた ものとみなす。

附 則(平成4年5月26日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新宿区みどりの条例施行規則の規定は、 平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成5年4月1日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年1月31日規則第4号)

この規則は、平成7年2月1日から施行する。

附 則(平成7年3月30日規則第33号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月1日規則第49号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、本則の改正規定(第 26 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号並びに第 34 条を除く。)、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定並びに第 17 号様式から第 26 号様式までの改正規定は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の新宿区みどりの条例施行規則第17号様式の規定にかかわらず、平成8年6月30日までの間は、第17号様式は次のとおりとする。

様式 略

附 則(平成9年12月24日規則第72号)

- 1 この規則は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の新宿区みどりの条例施行規則第8条の規定により設置された保護樹木等標識は、この規則による改正後の新宿区みどりの条例施行規則第8条の規定により設置された保護樹木等標識とみなす。

附 則(平成11年3月29日規則第17号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 24 日規則第 29 号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月27日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 25 条、別表第 1、別表第 2 及び第 17 号様式から第 23 号様式までの改正規定並びに第 24 号様式から第 26 号様式を削る改正規定は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第41号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第33号)抄

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年6月20日規則第113号)

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第40号)抄

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、次に掲げる用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

- (1)から(4)まで 略
- (5) 第 25 条の規定による改正前の新宿区みどりの条例施行規則第 19 号様式の規定により作成した 用紙

附 則(平成21年3月30日規則第28号)

この規則は、平成21年3月31日から施行する。

附 則(平成21年7月31日規則第80号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に新宿区みどりの条例(平成2年新宿区条例第43号)第25条第1項又は第2項の規定により提出された同条第1項に規定する緑化計画書に係る同条第3項に規定する基準については、この規則による改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第17号様式、第18号様式及び第20号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附 則(平成23年3月31日規則第32号) この規則は、平成23年4月1日から施行する。